

(表)

(様式第2号)

大市民消費第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

消費者訴訟費用貸付金(追加)貸付不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用の(追加)貸付けについては、次の理由により貸付けをしないことに決定しましたので通知します。

記

貸付けない理由

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪市消費者センター(企画調整)
電話 06-6614-7521

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

(裏)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。